

# 個別の教育支援計画等の効果的な引継ぎと活用 ～ 指導・支援の継続性、一貫性のために ～

## 作成・活用のポイント

### 保護者と教員との共通理解

- ・家庭訪問や懇談等で保護者に作成の意義やその後の活用方法を丁寧に伝えましょう。
- ・外部との相談や引継ぎの際に、個人情報等を共有することについて保護者に理解してもらいましょう。
- ・医療、福祉等の関係機関の連携先を、前籍校や保護者に聞き、把握しておきましょう。
- ・本人の教育的ニーズや特性、発達段階等を踏まえて、指導のねらいを明確にし、配慮事項に即した支援方法を具体的に記載しましょう。
- ・日常的、継続的な支援内容や支援方法の記録を残しておきましょう。

### 指導・支援の見直し

- ・管理職や特別支援教育コーディネーターを中心とした校園内委員会等を活用し、定期的に情報を共有し、支援の見直しに努めましょう。

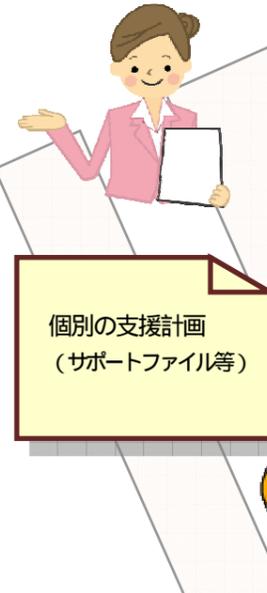
### 関係機関との連携

- ・医療・福祉等の関係機関を交えたケース会議を開催するなど、効果的な支援を検討しましょう。

### 個人情報の管理

- ・個別の教育支援計画等は個人情報ですので、適切に管理しましょう。

個別の教育支援計画を作成するときには、個別の支援計画（サポートファイル等）を活用すると便利です。  
できるところから少しずつ始めましょう。



## 幼稚園・保育所等

個別の支援計画（サポートファイル等）

個別の教育支援計画等

- ・ 目標
- ・ 指導・支援の内容（学校、家庭での支援）等

引継ぎ

入学後の配慮事項

- ・ 生活リズム
- ・ 学習のルール
- ・ 集団での生活 など



## 小学校

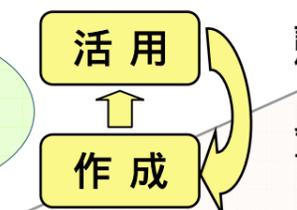
個別の教育支援計画等

- ・ 目標
- ・ 指導・支援の内容（学校、家庭での支援）等

引継ぎ

入学後の配慮事項

- ・ 適切な対人関係
- ・ 教科学習の方法
- ・ 新たな学習ルール
- ・ 定期試験に向けた取組 など



小学校からの引継ぎがされていると安心だね。

## 中学校

個別の教育支援計画等

- ・ 目標
- ・ 指導・支援の内容（学校、家庭での支援）等

引継ぎ

## 高等学校

校内委員会において

管理職、特別支援教育コーディネーターや担任等を中心に、中学校での学習や生活上の配慮と支援内容を踏まえた高等学校における配慮や支援内容を検討

(例) ・実態把握 ・日常生活の配慮と支援  
・授業での配慮と支援・試験での配慮と支援 等

個別の教育支援計画等

- ・ 目標
- ・ 指導・支援の内容（学校、家庭での支援）等

作成 → 活用

評価・見直し

必要に応じて 定期試験での配慮 → センター試験の特別措置申請 大学入試等での配慮要請

卒業後の進路について、早い段階から本人や保護者へ学校説明会や体験入学・就職等に関する情報を提供し、計画的、組織的に進路指導に努めましょう。

引継ぎ



## 進学先

### 大学等での支援

(大学等によって違いがあります)

支援内容は、担当する部署のアセスメントや本人との協議により、講義のノートテイクやPCの利用などでの配慮が行われています。

詳細については、大学等の担当部署へ

引継ぎ

## 就職先

### 就職先での支援

本人、保護者の意向を踏まえ、労働機関と協議しながら支援策が検討されています。

詳細については、各地域のハローワーク等へ



**就学・進学等にあたって・・・**

- ・ 引き継ぐ内容や方法について、本人や保護者と相談して決めましょう。
- ・ 学校間での引継ぎ（保幼小連絡会、小中連絡会、中高連絡会）等を計画的に実施しましょう。

**中学校から高等学校への引継ぎにあたっては・・・**

- ・ 高等学校進学は地域や友人関係など環境の変化が大きいことを意識して引き継ぎましょう。
- ・ 合格発表後、早い時期に引継ぎを行いましょう。引継ぎ等の日時を学校間で調整したり、中高連絡会などを活用しましょう。

**中学校からの引継ぎを受けた後は・・・**

- ・ 高等学校は、中学校での支援を参考にしながら、高等学校での支援について本人や保護者と話し合い、個別の教育支援計画等を作成しましょう。

# 関係機関との連携

個別の教育支援計画を作成するためには、地域の医療、福祉等関係機関との連携が必要です。

## 【教育】

地域の特別支援学校  
県立特別支援教育センター  
市町の教育相談センター等  
(市町教育委員会の窓口にお問い合わせください。)

特別支援学校は、学校園からの要請を受けて、幼児児童生徒の学習や生活場面での支援方法、個別の教育支援計画等の作成等について助言・援助を行っています。教育相談や校内研修支援も行っています。また、県立特別支援教育センターの教育相談や「ひょうご学習障害相談室」「ひょうご専門家チーム」の派遣を活用することができます。

## 【医療】

大学病院などの小児神経科、児童精神科  
子どもの主治医である医療機関  
県立こども発達支援センター等

発達障害を含めた障害の診断は医療機関が行っています。服薬等を含めた生活上の配慮事項など専門的な指導や助言を得ることができます。本人・保護者の同意のもと、情報を共有しながら、学校での配慮事項を整理します。

## 【福祉】

市町の福祉部局  
児童福祉施設  
こども家庭センター  
発達障害者支援センター(クローバー)等

サポートファイルは、市町の福祉部局で様式を作成しています。各市町の窓口にお問い合わせください。児童福祉施設では、療育相談や放課後、休日に療育を受けることができます。地域にある関係機関・施設等については、「兵庫の特別支援教育」(県教育委員会 特別支援教育課 HP)に掲載しています。

## 【労働】

ハローワーク  
兵庫県障害者職業センター  
障害者就業・生活支援センター等

将来を見通した支援を行うために、卒業後に社会的に自立して生活できるように就労についての情報を集約することができます。これは、本人や保護者が卒業後のイメージを持つために必要な情報です。

## 視点を改めてみよう！「困った子」は「困っている子」

子どもが抱える学習や生活、対人関係での課題を周囲の大人が理解することからすべてが始まります。「不適切な対応 失敗経験 叱責 自己否定」という悪循環から抜け出し、「適切な対応 適切な評価 自己肯定」という好循環へと導くためにも、個別の教育支援計画等を作成・活用して、教員・保護者の共通理解のもとで適切な支援をつないでいくことが重要です。

発行：兵庫県教育委員会 特別支援教育課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1  
TEL 078-341-7711

兵庫県立特別支援教育センター  
〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1  
TEL 078-222-3604

発達障害等のある特別な支援を必要とする幼児児童生徒への指導の充実に向けて

# 個別の教育支援計画等を効果的に引き継ぐために

**Q1** なぜ、子どもに関する支援情報を引き継ぐことが必要なのですか？

**A1** 学校は、早い時点から幼児児童生徒の教育的ニーズや特性、生活上や学習上の支援方法等がわかることで、円滑な指導・支援ができます。本人や保護者は、安心して学校生活を送れるだけでなく、学習等にも主体的に取り組むことができるようになります。

**Q2** 「個別の教育支援計画」とは、何ですか？

**A2** 「個別の教育支援計画」は、「医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画」(学習指導要領)です。学校が長期的な視点で就学前から就労等を含めた卒業後まで一貫した支援を行うために作成します。保護者と相談しながら、医療、福祉等の関係機関とも連携して、作成します。各学校では、これをもとに個別の指導計画を作成するなど、一人一人のニーズに応じた教育活動を実施します。



個別の教育支援計画(例)

II 支援計画シート(小・中学校)

氏名等 担任・担任者			
1. これまでの支援内容および支援上の課題			
2. 現在の生活・授業の生活に関する希望			
(1)本人の希望			
(2)保護者の希望			
3. 本人・保護者の希望を基に考えられる支援計画			
(1)現在の生活の充実のための目標			
(2)卒業後の生活を目標とした目標			
4. 具体的な支援	(1)家庭・生活・学習支援	(2)社会教育・地域参加支援	(3)医療・健康
	担当者	担当者	担当者
支援内容・方針	支援内容・方針	支援内容・方針	支援内容・方針
5. 学習支援			
(1)学習支援の主な課題・配慮事項	担当者	具体的な支援内容・方針	
(2)在籍校・交流学校における支援	担当者	具体的な支援内容・方針	
(3)特別支援学校等における支援	担当者	具体的な支援内容・方針	
6. 評価及び今後の課題			

様式は市町によって異なります。  
各市町教育委員会にお問い合わせください。

**Q3** 「個別の教育支援計画」は、いつ、だれが、どのように引き継ぐのですか？

**A3** 年度末に学年・学校間での引継ぎ等において担任や特別支援教育コーディネーターが中心となって説明を加えながら引き継ぎます。進学先の学校に送付する場合や、保護者が進路先に直接手渡す場合もあります。いずれも引き継ぐ際に保護者の同意が必要です。



**Q4** 具体的に何を引き継ぐのですか？

**A4** 支援の目標や内容、配慮事項を引き継ぎます。その際、学習や生活における支援の成功事例や失敗事例を具体的な状況とともに伝えることが有効です。



## 個別の教育支援計画の様式等について

個別の教育支援計画等の様式や作成の方法については、「特別な支援が必要な子どもたちのために」(兵庫県教育委員会, H18)を参考にしてください。(県教育委員会事務局特別支援教育課ホームページ「特別支援教育課の刊行物」よりダウンロードが可能です <http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/>)